

## 袋井東小学校所蔵の文書束から見る用行義塾（その3）

The New Information on the YOYKOH-GIJYUKU, the first elementary school in Fukuroi in the Meiji era,  
from the unpublished historical documents of Fukuroi-Higashi Elementary School ;vol.3

小栗 勝也\*  
Katsuya OGURI

本誌規定の紙数の都合から便宜的に以下の3つに分け同時に発表した。  
「袋井東小学校所蔵の文書束から見る用行義塾（その1）」  
…以下、本稿内で略する時は「(その1)」とする。  
「袋井東小学校所蔵の文書束から見る用行義塾（その2）」  
…以下、本稿内で略する時は「(その2)」とする。  
「袋井東小学校所蔵の文書束から見る用行義塾（その3）」  
…以下、本稿内で略する時は「(その3)」とする。

(承前/但し注の番号のみは独立している)

#### (4-2) 用行義塾関連人物の肩書き等に関する情報

次に、今回の文書束の調査から、用行義塾に関連した人物について判明した肩書きや職業等に関する情報をまとめて紹介する。親子・兄弟等の関係について判明した情報については、次節で紹介するので、ここでは割愛する。

なお、以下で紹介する人物は、文書束の調査で判明した情報量の多い順に並べている。また、それぞれの個人に関する情報は、時代の古い順に並べている。

##### (4-2-1) 足立儀八について

- ①明治6年4月に久津部村の足立姓4人が連名で浜松県令に提出した文書の署名者の中に、足立儀八の名がある(文書情報No.4-15)。ここでは肩書きは何もないが、用行義塾の費用である村の積金を久津部学校に寄附したいという内容であるので、村と学校に責任を負う立場にあったうちの1人であったことが推察できる。
- ②明治7年11月の文書で、足立儀八が浜松県令の林に対して、小学校に官林を払い下げよう願いを出している。この文書でも彼の肩書きは不明だが、久津部学校と浜松県の間に入り、県令に願いを出せる立場にあったことになる(文書情報No.4-6)。
- ③明治7年11月時点で、彼は第2大区12小区の「区長」であった(文書情報No.4-17)。小区の番号が、次の④で示す明治9年の文書(文書情報No.4-16)では11小区となっており、ここでの12小区とは異なっている。時期により区の番号が変更されることがあったため、この

点については本誌本巻別掲拙稿「2つの用行義塾と創設者たち」の「(5-4) 小区の区長・副区長」の項を参照して頂きたい。なお、ここでの11小区も12小区も、共に浜松県時代のものである。

- ④明治9年4月時点で、彼は第2大区11小区の「区長」であったことが分かる(文書情報No.4-16)。
- ⑤明治10年6月時点で、彼は「学区取締」を務めていたことが分かる(文書情報No.4-19)。この時は、浜松県が静岡県に統合された後の時代である。
- ⑥明治11年も、彼は学区取締であった(文書情報No.4-21)。
- ⑦明治11年1月時点での国本村村民からの「就学届」の宛先が全て「学区取締」の足立儀八あてになっている(文書情報No.4-22~4-23)。
- ⑧明治11年7月でも、村民から提出された子弟の「就学届」の宛先が全て「学区取締」の「足立儀八」あてになっている(文書情報No.4-4、4-5)。
- ⑨明治11年10月当時、彼は11小区の「副区長」を務めていたことが分かる(文書情報No.4-8)。
- ⑩明治12年2月16日に小学校で行われた日曜演説会で、彼が「稲ノ虫ノ生スル以所並ニ刑法」の題で演説していたことが分かった(文書情報No.3-10)。
- ⑪明治13年2月に国本村の役場で行われた「学務委員」を選出する投票で、儀八は6票を得て落選している。確認できた範囲では、儀八に投票した撰挙人は足立貫一と日向謹作、それに足立姓(名は不明)の1人である(すべて文書情報No.4-1)。
- ⑫明治14年10月18日時点での国本村人民総代は足立英三郎と足立貫一の2人になっている(文書情報No.4-11)。この文書では足立儀八の名は出てこないが、彼に関係する事柄で判明することがあるので、ここに記した。彼に関係する事柄とは、次の⑬で示す通り、明治14年12月時点では足立儀八は「人民総代」になっていることが分かっているが、それより僅か2ヶ月前のこの時点では、

2017年2月13日受理

\* 総合情報学部人間情報デザイン学科

彼は人民総代ではなかったことが分かる、というものである。英三郎は引き続き同じ立場であったから、貫一から儀八に人民総代が交代したことになる。

- ⑬明治14年12月当時、彼は国本村の人民総代2人のうちの1人であったことが分かる（文書情報No.4-9）。
- ⑭明治16年8月に行われた刮目舎に関わる村々の連合村会において、彼が議長を務めていた（文書情報No.3-7）。
- ⑮時期は不明だが、彼が国本村の村会の議長か副議長に選ばれていたらしい（文書情報No.4-10）。

足立儀八に関して判明した情報は以上である。これらの情報が意味することについては、前出拙稿「2つの用行義塾と創設者たち」で、足立儀八に焦点を当てた章を設けて述べているので、そちらを参照して頂きたい。

#### （4-2-2）足立英三郎について

- ①明治9年4月当時、彼が村の「戸長」2人のうちの1人を務めていた（文書情報No.4-16）。
- ②明治9年8月28日時点で、彼は国本村の「戸長」であり、また久津部学校の「幹事」を兼ねていたことが判明した（文書情報No.4-20）。
- ③明治10年11月1日までは、彼が第11大区11小区の「戸長兼学校幹事」であったことを確認できる（文書情報No.4-18）。
- ④明治12年1月19日に小学校で行われた日曜の演説会で、彼が「協心協力ノ説」の題で演説していたことが分かった（文書情報No.3-9）
- ⑤明治12年2月16日に小学校で行われた日曜の演説会で、彼が「臨機応変」の題で演説していたことが分かった（文書情報No.3-10）
- ⑥明治13年2月に国本村の役場で行われた学務委員を選出する投票で、英三郎は1票を得て落選していた（文書情報No.4-1）。
- ⑦明治14年10月18日時点での国本村の「人民総代」（または惣代）2名のうちの1人を彼が務めていた（文書情報No.4-11、4-12）。
- ⑧明治14年12月時点での国本村の「人民総代」2名のうちの1人を彼が務めていた（文書情報No.4-9）。
- ⑨明治16年8月に行われた刮目舎に関わる村々の連合村会において、彼が議員の1人であったことが分かる（文書情報No.3-8）。
- ⑩明治36年10月現在で、彼は村会議員の1人、また区会議員の1人であったことが判明した（文書情報No.4-31）。
- ⑪明治34年3月末頃、彼は村会議員の1人であった（文書情報No.4-32）。

足立英三郎に関して判明した情報は以上である。彼については、明治の初め、足立家総本家の当主であったことは分かっていたが（本誌本巻別掲拙稿「用行義塾に関係した足立家の家系図について」を参照）、それ以外のことで彼に関する情報は、これまで皆無であった。

今回の調査結果から、英三郎も「戸長」（大区小区制時代の村長）や学校幹事、人民総代、村会議員等の要職を務めていたことが、初めて判明した。

#### （4-2-3）日向謹作について

- ①明治9年8月28日時点で、彼は久津部学校の「世話係」を務めていたことが判明した（文書情報No.4-20）。
- ②明治10年末時点の情報として、日向謹作の住所は国本村の165番地で、職業は「農」と届けられていることが分かった（文書情報No.4-14）。
- ③明治13年2月に国本村の役場で行われた学務委員を選出する投票で、日向謹作は3票を得票し落選している。謹作自身も撰挙人の1人として投票に参加し、足立儀八に投票していたことが分かった（文書情報No.4-1）。
- ④明治16年8月に行われた刮目舎に関わる村々の連合村会において、彼が議員の1人であったことが分かる（文書情報No.3-8）。
- ⑤明治34年3月末頃、彼は村会議員の1人であった（文書情報No.4-32）。
- ⑥明治34年5月9日時点で、彼が久努村の助役であったことが分かる（文書情報No.4-29）。
- ⑦明治35年4月15日時点でも、彼が久努村の助役であったことが分かる（文書情報No.4-30）。
- ⑧明治36年10月現在で、彼は村会議員の1人、また区会議員の1人であったことが判明した（文書情報No.4-31）。
- ⑨年は不明だが、5月21日付で、日向謹作が、久津部・愛野の2小学校分の卒業状を受け取ったことを記した領収証を、11小区事務所あてに提出している。この時の、日向謹作の肩書きは「久津部校幹事」である。またこの時、彼が用いた印章は、○印の中に「向」の一文字だけが刻印されたものが用いられていた（文書情報No.4-7）。
- 日向謹作に関して判明した情報は以上である。日向謹作については、本誌本巻別掲拙稿「用行義塾に関係した日向家の人々についての新情報」でも紹介した通り、今回の調査とは別に、彼を讃える石碑や墓石・除籍の記録等から、新情報を幾つか入手できた。それらから得た情報は、文書東から得られた上記の情報とも合致する。

例えば、謹作は、明治7年に現在の浜松市にあたる地域の小学校に教員として赴任し、翌8年に久津部村に戻って「副戸長兼学校幹事」になったことが石碑から判明した。副戸長については、上の文書東からは何も情報を得られていないが、学校幹事については、明治9年時点で久津部学校の「世話係」であったという①の記録と符合する。また石碑からは、その後、村の要職を務めたことが記されていたが、上の文書東の情報でもそれが分かる。

未だ断片的ではあるが、彼もまた久津部村の学校幹事や連合村会議員、村会議員、助役などを務めることになる人物であったことが分かるので、明治期・久津部地域の有力者の1人であったことは間違いない。

**(4-2-4) 足立諦一郎について**

- ①明治10年末時点の情報として、足立諦一郎の住所は国本村の183番地で、職業は農業、と届けられていることが分かる(文書情報No.4-14)。
- ②明治13年8月まで、彼は国本村の衛生委員を務めていた。同職を免職したい旨の願が足立諦一郎から出されたため、9月1日に後任の長坂幸得と交代している(文書情報No.4-2)。
- ③明治16年8月に行われた刮目舎に関わる村々の連合村会において、彼が議員の1人であったことが分かる(文書情報No.3-8)。
- ④明治21年12月10日時点で、彼は「学務主任」を務めていたことが分かった。(文書情報No.3-1)。
- ⑤明治22年1月24日時点でも、彼は広岡村外四ヶ村戸長役場で「学事係」を務めていた(文書情報No.3-3)。
- ⑥明治22年6月1日時点で、彼は「学事主任」を務めていた(文書情報No.3-4)。上の④⑤の2つの情報と比べると肩書きが微妙に異なるが、5~6ヶ月間に何度も役職の名称が変わったとは思えない。但し、どれが正式なものなのかは不明である。それでも、これらの情報から、当時の彼が小学校の仕事に従事していたことは分かる。
- ⑦明治22年10~11月当時、彼は久努村の助役になっていたことが判明した(文書情報No.3-5、3-6)。

足立諦一郎に関して判明した情報は以上である。彼に関しては、これまで情報が皆無であったが、今回の調査により、主に学校関係の仕事を担当した後、明治22年に助役になっていたことが判明した。彼も村内有力者の1人であったと言える。

初めに学校関係の事務の仕事をし、次に助役等に進むパターンは日向謹作とも共通している。それが当時の同村内での役人出世コースの1つの常道だったと言えるのかもしれない。ただ、前述の英三郎のように戸長であって学校幹事も兼任した例もあるので、どちらが先ということが決まっていた訳ではないのかもしれない。

**(4-2-5) 足立貫一について**

- ①明治6年4月に久津部村の足立姓4人が連名で浜松県令に提出した文書の署名者の中に、足立貫一の名がある(文書情報No.4-15)。肩書きは何もないが、用行義塾の費用である村の積金を久津部学校に寄附したいという内容であるので、彼もまた、当時の村と学校に責任を負う立場にあった1人であったことが推察できる。
- ②明治10年末時点で、足立貫一の住所が国本村の144番地であること、職業は「医師」と登録されていることが分かった(文書情報No.4-13)。
- ③明治13年2月に国本村の役場で行われた学務委員を選出する投票で、貫一は撰挙人の1人として投票に参加し、足立儀八に投票していた(文書情報No.4-1)。

④明治14年10月18日時点での国本村の「人民総代」(または人民惣代)2名のうちの1人を彼が務めている。(文書情報No.4-11、4-12)

⑤明治16年8月に行われた刮目舎に関わる村々の連合村会において、彼が議員の1人であったことが分かる(文書情報No.3-8)。

足立貫一に関して判明した情報は以上である。足立貫一についても、これらの情報他を材料としながら、前出拙稿「2つの用行義塾と創設者たち」で1つの章を設けて記述しているので、そちらを参照して頂きたい。

**(4-2-6) 足立関五郎について**

①明治6年4月に久津部村の足立姓4人が連名で浜松県令に提出した文書の署名者の中に、足立関五郎の名が筆頭で記されている(文書情報No.4-15)。肩書きは何もないが、用行義塾の費用である村の積金を久津部学校に寄附したいという内容であるので、彼もまた村と学校に責任を負う立場にあった1人であったことは推察できる。しかも連名の筆頭であったことは、特別な意味があるに違いない。しかし、その意味を考察する材料が現状では何もなく、不明である。

②明治10年末時点の情報として、足立関五郎の住所は国本村の157番地で、職業は農業であることが分かる(文書情報No.4-14)。

足立関五郎に関して判明した情報は以上である。但し後述するように、彼が足立五郎作の父親であったという情報は重要で、今後の調査において参考になるかもしれない。

**(4-2-7) 足立敬三について**

①明治9年4月当時、彼が村の「戸長」2人のうちの1人を務めていたことが判明した(文書情報No.4-16)。

足立敬三に関する情報は、この1件のみである。彼は用行義塾発起人9名の中の1人であり、そこで筆者は彼の名前を見たことがあるのみで、他では一度も見ることがなかった。詳細が全く分からない人物の1人であったが、今回の調査で、彼に関する情報を初めて入手することができた。彼も、明治9年当時の国本村で「戸長」を務める人物であったから、彼も村の重鎮の1人であったことになる。大区小区制当時の戸長は、1つの村に複数置かれることもあり、彼の場合も2人のうちの1人であった。この時の戸長は、後の村長と同じ立場であるから、重要な位置にいたことになる。

**(4-2-8) 大草泰順について**

①明治9年8月28日時点で、彼は久津部学校の「世話係」の1人であったことが判明した(文書情報No.4-20)。

大草泰順に関する情報は、この1件のみである。彼も用行義塾発起人9名の中の1人であり、そこで筆者は彼の名前を見たことがあるのみで、他では一度も見ることがな

った。詳細が全く分からない人物の1人であったが、今回の調査で、彼に関する情報を初めて入手することができた。上記の情報から、彼が日向謹作らと並び、当時の久津部学校で「世話係」を勤めていたことが初めて分かった。

#### (4-2-9) 足立三郎平について

①明治6年4月に久津部村の足立姓4人が連名で浜松県令に提出した文書の署名者の中に、足立三郎平の名がある(文書情報No.4-15)。

足立三郎平に関する情報は、この1件のみである。筆者は彼の名を今回初めて見た。署名者4名のうち他の3人はいずれも用行義塾発起人であるが、三郎平は発起人の中にその名がない人物であり、筆者には全くの未知の人物である。署名者4人の並び順は一番右から足立関五郎、足立儀八、足立貫一、足立三郎平であり、三郎平は末席である。肩書きは何もないが、用行義塾の費用である村の積金を久津部学校に寄附したいという内容であるので、村と学校に責任を負う立場にあった1人であったことは推察できる。しかし、それ以外については何も分からない。

ただ、別の公刊資料から、明治6年2月に浜松県から39人の学区取締りが任命された時、布達の中で学区取締の1人として彼の名が記載されていることを確認できた<sup>(1)</sup>。すなわち、足立儀八、足立貫一と並び、久津部足立一族の中で学区取締(浜松県)を務めた3人目ということになる。儀八らと同等レベルの人物ということになるから、当時の村の中では重鎮の1人であったはずである。従って、上の文書の署名者として名を連ねていたとしても不思議ではない。

三郎平については、以上の通り、文書束からの情報が1つ、また別の資料から学務取締を拝命していたという情報が1つあるのみであり、儀八らとの関係性も不明である。ただ、用行義塾発起人中の7名の足立姓以外にも、久津部村の重職にあった他の足立姓の者が存在していた事実が判明したことになる。筆者の想像以上に、当該地域における足立一族の広がりや重みがありそうに思われる。

#### (4-3) 用行義塾関連人物の親子関係等に関する情報

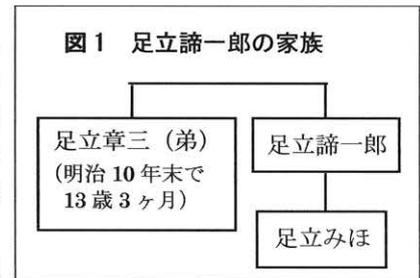
以下に示すものは、今回の文書束の調査によって判明した用行義塾関係者の親子・兄弟関係についての情報を整理したものである。将来、これらの人名を手掛かりに新たな情報の発見に結びつくかもしれないので、特に用行義塾発起人として知られている9名の関係者については見落としがないように慎重に調査を行い、記録に留めた。ここに関係者の家族の情報を記すのはその為であり、他意はない。

##### (4-3-1) 足立諦一郎の家族

足立諦一郎には、弟として「足立章三」があり、章三は明治10年末時点で13才3ヶ月の年齢であることが分かった(文書情報No.4-14)。足立章三は、明治8年春の学業試

験で優秀者として、浜松県が発表した久津部学校の生徒の1人として記録されている(文書情報No.5-10)。

また、明治21年度の小学校の生徒の記録から、諦一郎の娘として「足立みほ」がいたことも判明した(文書情報No.3-2)。これらを図示すると図1のようになる。



諦一郎の弟・章三が明治10年末に13才3ヶ月であったということは、用行義塾が出来た明治5年6月頃、その弟は8才程になる。諦一郎も用行義塾発起人の1人であったから、用行義塾が出来た時に8才の弟より数年の年長でしかなかったら、年齢から見て発起人になることは不可能であろう。諦一郎は若かったと想定しても、少なくとも20才前後にはなっていたのではなからうか。そうすると弟よりも12才程年上ということになるが、当時においてはこの程度の年齢差の兄弟は十分にあり得るので不自然ではない。逆に、用行義塾の発足時に諦一郎がすでに30才、40才の立派な年齢に達していたとしたら、20~30才も年が若い弟がいたことになり、こちらの方が逆に不自然である。

明治5年の用行義塾発足時に諦一郎が仮に20才であったとすると、その16年後の明治21年には諦一郎は36才となる。この時、娘の「みほ」が、小学校に通っていたという記録があるから、娘が就学年齢内の10才位と仮定したら、諦一郎が26才頃に生まれたことになり、全く不自然な点はない。

弟の存在と、その年齢が分かったこと、及び娘が小学校に通っていた時期が分かったことで、諦一郎についても、ある程度まで年齢を想像することが出来るようになった。但し、想像の域を出るものではない。

なお、弟の章三であるが、用行義塾の出席者名簿に「章三」が存在するので<sup>(2)</sup>、当時の塾生であった可能性が大である。兄が作った学校に弟が通っていたとしても不思議はないからである。

##### (4-3-2) 足立儀八の子と孫

足立儀八には、長男として「足立愛吉」があり、愛吉は明治10年末時点で13才5ヶ月であった(文書情報No.4-14及び4-25)。この愛吉は、明治8年春の学業試験で優秀者として浜松県が発表した久津部学校の生徒の1人として記録されている(文書情報No.5-10)。また、儀八の二男として「足立鍊二」(明治10年末時点で8才)(文書情報No.4-14)が、三男として「足立三平」があった(文書情報No.4-25)。更に三女として「足立はま」(文書情報No.4-26。文書情報No.4-14から年齢は明治10年末で10才3ヶ月)、四女として「足立なみ」もあった(文書情報No.4

—26)。

加えて、儀八の長男・足立愛吉には、その子供として「足立梅二」があった(文書情報No.3-2)。これらの情報を合わせて儀八関連の子孫をまとめて示すと図2のようになる。家督を相続した者の順序(儀八→愛吉→梅二)は、安間勉氏から提供頂いた儀八の墓石情報<sup>③</sup>とも合致する。

**(4-3-3) 足立貫一の娘たちと新たな謎**

足立貫一には、三女の「足立ひで」があり、彼女は明治10年末時点で11才5ヶ月であった(文書情報No.4-13)。また、「ひで」は明治12年2月の月末試験から優秀な成績を取めたとして学校から表彰されたことも分かる(文書情報No.3-15)。更に、貫一の四女として「足立すて」があり、彼女は明治11年10月頃、5才5ヶ月であった(文書情報No.4-13)。

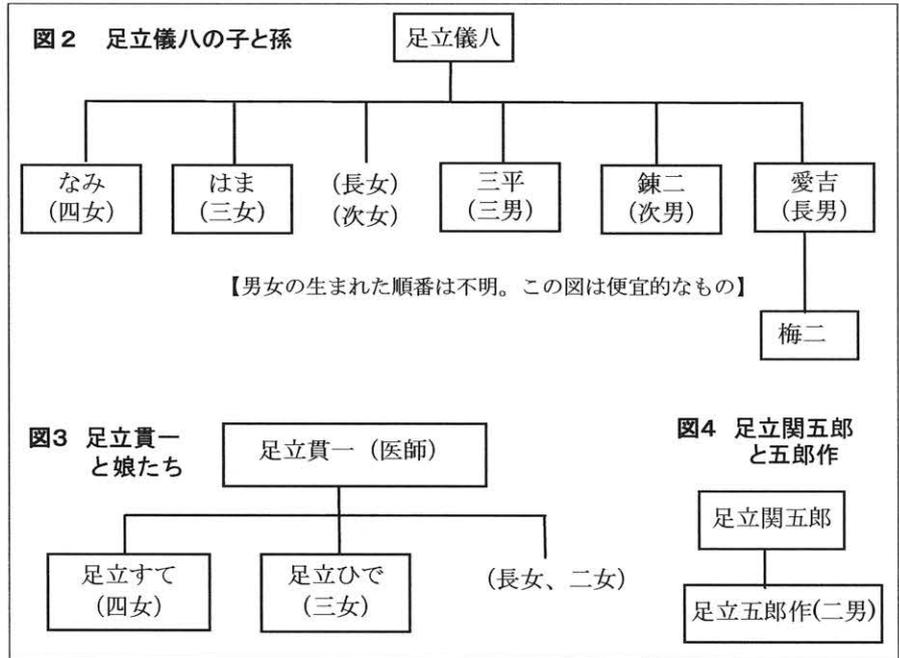
なお、「足立ひで」については、文書情報No.4-26では「寛父貫一三女」と記され、文書情報No.4-25では「足立寛妹」と記されている。前出拙稿「用行義塾に関係した足立家の家系図について」で紹介した通り、安間氏の情報から、足立貫一の娘である足立ひでは婿を取り、家を継いだ女性であることが分かっている。しかし、文書束から得られた情報によると、ひでは貫一の実娘ではない可能性が出てきた。

すなわち、足立寛の娘、又は足立寛の妹であった「ひで」が、何らかの理由により貫一の娘になったのかもしれないのである。「ひで」について「寛父」、「寛妹」と記している文書は、いずれも学校に残された公的な記録であるにも拘らず、なぜ異なる2説が存在するのであろうか。筆者にはその理由が分からない。

ただ、足立寛は貫一の弟であるから、「ひで」が寛の妹であるとすれば、それはすなわち貫一自身の妹であることを意味する。もし「寛妹」説が正しいとすると、貫一は実妹を養女にして家を継がせたことになる。極めて異常な状態であるから、そのようなことが本当にあったとはとても思えない。

寛の娘を養女にしたというのであれば異常とは思わないが、貫一には長女も二女もいたはずであるから、なぜ養女にする必要があったのかは、やはり不思議である。或は、長女、二女は夭折していたのであろうか。

いずれにしても、詳細は不明であるが、複雑な家族関係があったことは十分に想像される。ここでは「ひで」の謎については、これ以上問わないことにする。貫一に注目し



【男女の生まれた順番は不明。この図は便宜的なもの】

て関係を図示すると図3のようになる。

**(4-3-4) 足立関五郎と五郎作**

足立関五郎の「二男」が五郎作であり(図4)、五郎作は明治10年末時点で11才であることが分かった(文書情報No.4-14及び4-25、4-26。4-14のみ「五良作」と記されている)。

この情報から、五郎作は明治元年直前頃の生まれになることが分かるので、小学校としての用行義塾が機能していた明治5年当時は就学年齢には達しておらず、従って用行義塾の塾生であったはずがないと判明する。前出拙稿「2つの用行義塾と創設者たち」で述べたように、『静岡県英学史』で五郎作を用行義塾出身の塾生と記されていることは間違いであると、この推定年齢からも証明できる。

**(4-3-5) 日向謹作の妹たち**

日向謹作には妹として「いつ」(明治10年末時点で12才11ヶ月。文書情報No.4-14及び4-25)、「たゑ」(同時時点で10才1ヶ月。文書情報No.4-14及び4-25、4-26)があった。また、明治8年春の学業試験で優秀者として浜松県が発表した久津部学校の生徒の中に「日向いち」と記されたものがある(文書情報No.5-10)が、日向毅氏提供の家系図に関する情報では、「いつ」はあるが「いち」は無いので<sup>④</sup>、この文書での「いち」は誤記であると考えられる。

なお、日向氏からの情報をまとめた本誌本巻別掲拙稿

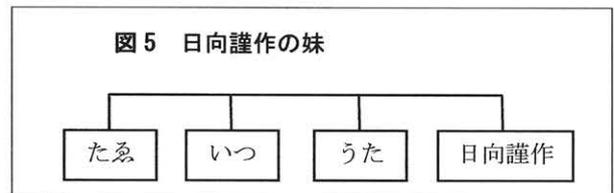
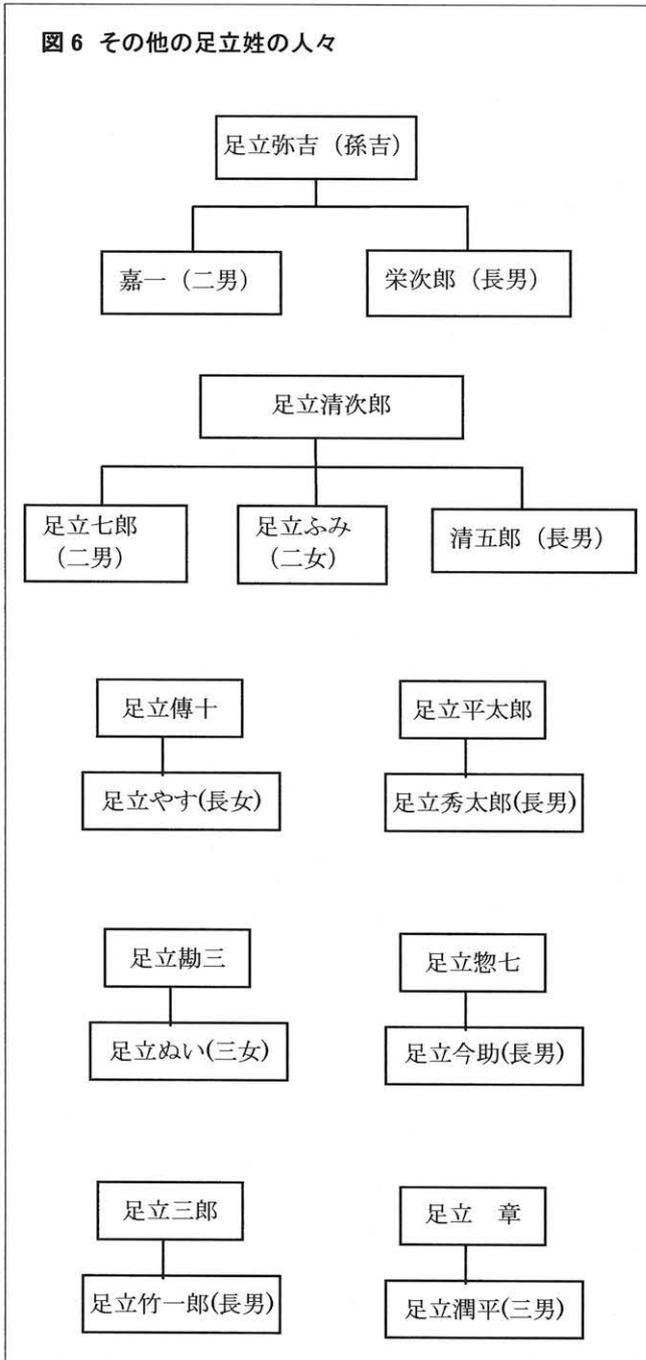


図5 日向謹作の妹

図6 その他の足立姓の人々



「用行義塾に関係した日向家の人々についての新情報」では、日向謹作を中心として判明した親族の家系図を示している。元々、日向氏から提供された情報では、謹作の妹として「うた」「いつ」の2人はあったが、「たゑ」はなかった。この文書束の記録から判明した情報から、別稿収録の家系図にも「たゑ」を追加した。ここでは謹作と妹たちの関係だけを示した図5を掲出しておく。

(4-3-6) 未知の足立姓の人びと

用行義塾発起人9名のうち7人を占めていた足立姓の人びとは、久津部地域の有力一族であったことは既述の通りである。しかし、この7人とその家族以外にも、久津部地域には多くの足立姓の人びとが存在していたことが、今回

調査を行った学校関係の文書から判明した。

但し、これらの足立姓の人びとが既に判明している足立家の人びとと、どのような関係にあるのかは、現時点では何も分かっていない。しかしながら、将来これらの人名を手掛かりとして、用行義塾に関する新しい資料が発掘される可能性があるかもしれないので、研究上の備忘録として意味があると考え、ここに記録を残しておくことにした。

以下に、その情報を列記し、関係性を示した図(まとめて図6とした)を掲出する。全部で5世帯の情報を提供できる。

- ①明治10年12月時点での調査で、国本村の69番地に住む「足立弥吉」があり、弥吉の長男に「栄次郎」(13才7ヶ月)、二男に「嘉一」(6才1ヶ月)があった(文書情報No.4-14)。但し、明治12年6月時点の調査結果には、同じ番地に住む「足立孫吉」があり、彼の職業は「工」、二男に「足立嘉一」がある、という記録が別にある(文書情報No.4-26)。同じ番地であることと、二男の名が同じことから同一人物に違いないが、「弥吉」と「孫吉」の2つの表記が並存している。どちらが正しいのかは分からない。単に筆者が読み間違えをしているだけの可能性もある。
- ②明治12年6月時点の調査で、国本村(以下同じ)の12番地に住む職業・農の「足立清次郎」があり、長男に「足立清五郎」、二女に「足立ふみ」、二男に「足立七郎」があった(文書情報No.4-26)。
- ③同時点での情報として、14番地に住む農業の「足立傳十」があり、長女に「足立やす」があった(文書情報No.4-26)。
- ④同時点での情報として、23番地に住む農業の「足立平太郎」があり、長男に「足立秀太郎」があった(文書情報No.4-26)。
- ⑤同時点での情報として、40番地に住む農業の「足立勘三」があり、三女に「足立ぬい」があった(文書情報No.4-26)。
- ⑥同時点での情報として、54番地に住む農業の「足立惣七」があり、長男に「足立今助」があった(文書情報No.4-26)。
- ⑦同時点での情報として、60番地に住む農業の「足立三郎」があり、長男に「足立竹一郎」があった(文書情報No.4-26)。
- ⑧同時点での情報として、180番地に住む「足立章」があり、三男に「足立潤平」があった(文書情報No.4-26)。なお、足立潤平は、明治8年春の学業試験で優秀者として浜松県が発表した久津部学校の生徒の1人として記録されている(文書情報No.5-10)。

5. まとめ

袋井東小学校からお借りすることができた文書束を調

査した結果、これまで不明であったことが幾つか判明した。

用行義塾そのものに関する新情報としては、次の3点で収穫があった。(1) 用行義塾の終焉と、次の久津部学校への移行の過程は今日でも詳細は不明であり、時期についても諸説あったが、明治6年4月に用行義塾の資産一式を小学校へ寄付することが記されている文書を発見したことで、その時点では1つ目の用行義塾が無くなっていたことを確定できた。これにより、2説あった用行義塾の終焉時期について1つの結論を出すことができた。(2) 明治8年に用行義塾が「廃」されたことを記録した浜松県の文書を発見し、2つ目の用行義塾がその時期に無くなったことを裏付けることができた。以上の(1)(2)については、2つの用行義塾の意味も含めて、前出拙稿「2つの用行義塾と創設者たち」の中で詳述しているので、そちらを参考にして頂きたい。(3) 用行義塾の後身小学校は明治14年に広い土地に移転し、校舎を新築するまで、用行義塾時代の学堂(教場)を1つだけで運営していたというのが、従来の筆者の解釈であったが、今回の文書束から発見した情報から、14年移転前に既に複数の建物、複数の教室の運用実態があったことが分かった。後身学校に関する事柄ではあるが、用行義塾時代の建物がいつまで使われていたかに関わる内容であると共に、筆者の解釈を修正する必要が生じたので、これも収穫の1つとしたい。

用行義塾に関係した人物に関する新しい情報も、文書束の中から幾つも入手することができた。そこには、用行義塾の発起人として名を連ねていた足立儀八や足立英三郎、足立諦一郎、足立貫一、足立関五郎に関する情報のほか、発起人の中に名前がなかった足立三郎平についての情報も含まれていた。また、日向謹作に関しても情報があった。これらのうち、これまで全く情報がなかった足立英三郎、足立諦一郎、足立関五郎、足立三郎平についての情報は、若干ではあるが、今回の文書束の調査がなければ知りえなかったものである。

また、用行義塾に関連した人物及び、彼らとも何らかの繋がりがあると思われる未知の足立姓の人々について、その親子・兄弟関係が分かる記録を見つけたことで、これまで不明であった人物の位置付けが、従来よりも鮮明になってきた。今後、必要な情報を調査する際には、これらの人名も手掛かりの1つに加えられるようになったので、研究が更に進む可能性が広がったことになる。

以上のことから、今回の調査は有意義な結果をもたらしたと考えている。保管庫の中に大切に保存されていた文書の閲覧について便宜を図って下さった袋井東小学校の前校長・小澤一則氏と現校長の寺田敦朗氏、また、閲覧を許可して頂いた袋井市教育委員会には、特に感謝の意を表する次第である。

編集・発行：静岡県) 所収の「25 学区取締に三宅均他三十九名任命(明6・2月)」(浜松県布達) 652頁。

(2) 拙稿「用行義塾の基礎的研究資料(その3)」(『静岡理工科大学紀要』第23巻、2015年)を参照のこと。

(3) 本誌本巻別掲拙稿「用行義塾に関係した日向家の人々についての新情報」を参照のこと。

(4) 同上。

【(その1)～(その3)とも2016年12月30日脱稿】

(1)『静岡県史 資料編16 近現代一』(平成元年3月20日、